

<黎明館講演会>

演題「中世島津氏と『一揆』－地域比較の視点から」

東京大学史料編纂所教授 久留島 典子

はじめに

ただいま御紹介に預かりました東京大学史料編纂所の久留島と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

「中世島津氏と『一揆』」という題名でお話しようと決めましてから、薩摩・大隅・日向等の史料を色々調べてみましたが、やはり非常に奥が深く、また先学の方々の研究も多数に上ります。やはり、そう簡単にはこの題名で全面的にお話することはできないといえます。そこで、今日は、以前私自身が他の所を書いております、中世で一揆というものはどのようなものなのかといった一般的な話を最初に行いまして、後半では島津氏の支配地域を中心とする「一揆」の様相、特に史料のあり方について、お話したいと思います。いまだ史料や先行研究に関する調べが不十分ですので、今回このような機会が与えられたことを契機に、もう少し勉強をしていきたいと思っております。

1 中世の一揆とは何か

(1) 一揆イメージの形成と転換

さて、一揆といえますと、百姓一揆を思い浮かべるのが一般的な受け止め方ではないかと思えます。そして中世の一揆も百姓一揆のイメージで受け止められることが多いようです。たとえば、一向一揆は中世の一揆ですが、そのイメージは、江戸時代になって描かれた絵などに拠る、手に手にむしろばた筵旗や竹槍を持った百姓たちの集団というものではないでしょうか。しかし、考えてみれば、一向一揆は豊臣秀吉による刀狩り以前のものですから、当然武具、ちゃんとした刀や槍を持っていてはいはずです。それなのに、このように江戸時代の一揆と同じイメージを持たれているのは、一揆といえは百姓一揆、反権力の運動、民衆の暴動という見方がいかに根深いかを示しているのです。しかし、後ほどお話しますが、中世の一揆というのは実はこれとは少し異なり、僧侶たちの集会なども一揆とよばれていたのです。

ところで一揆のイメージをつくりあげるのに、一揆研究の歴史は大きな役割を果たしていました。まず江戸時代、一揆というものに対して誰がどのように関心を持っていたのかを考えてみると、各地の大名・領主たちが、まさに同時代の政治社会問題として強い関心を示していました。今でいえば新聞を賑わすようなまさに社会問題であって、大名たちはお互いにどこでどういう百姓一揆が発生したかということをお互い情報交換しています。現在の長崎県、平戸の領主で松浦静山という人の著わした「甲子夜話」という今でいうエッセイ、随筆があります。いろいろな情報が記載されていることで有名なものですが、そこには極めてたくさんの百姓一揆の情報が書かれておまして、その点からも、江戸時代の領主たちが一揆に強い関心を持っていたことがわかります。

さて、明治以降、いわゆる近代的歴史学の研究が始まりますが、明治時代になっても一揆といえは百姓一揆という意識がそのまま継続していました。一向一揆など中世の一揆は、百姓一揆の前身として捉えられていたのです。その理由は、明治においても、民衆をどのように支配するかという点では、やはり一揆は同時代の問題であったということです。百姓一揆で有名な佐倉惣五郎が民権運動との関連で顕彰されたように、同時代の社会問題との関連で関心が持たれ、一揆といえはやはり百姓一揆でした。

アカデミック史学としての一揆研究も、最初は中世の一揆を対象に深められていくわけですが、そこには、星野恒「徳川家康一向一揆の処分」(『史学雑誌』1-9(1890年))、三浦周行「戦国時代の国民議会」(『日本史の研究』所収、1912年)、同「土一揆」(同書所収、1918年)、長沼賢海「蓮如上人と一揆運動」(『日本宗教史の研究』所収、1928年)というように、初期の歴史学、日本史研究の基礎を作った歴史学者の名前が並びます。そして、一向一揆や土一揆、さらには「戦国時代の国民議会」、これは有名な山城国一揆ですが、やはりどちらかといいますと民衆の一揆という観点で一揆が捉えられています。そして一向一揆と土一揆は、百姓一揆の前提で、この二つは中世一揆の代表であると考えられるようになりました。一揆というのは、領主の側、支配者の側から見たら、禁止されるべきものだという原形が作られました。

一方、武士の結合は一揆ではなく「党」と呼ばれました。「党」は史料上の表現というよりは、武士たちの結びつきを「一揆」という言葉を使わずに表現する呼称として選択されたものです。その代表として、例えば長沼賢海氏は、長崎県北部から佐賀県北西部にかけての武士たちの結合について、「松浦党」という言い方をしております。また、紀伊国隅田荘を中心にやはり武士たちがかなり強い結合を示す史料が残っておりますが、これは隅田党というように、やはり党という名称で呼ばれています。このように歴史学の中で「党」というのは一揆とは異なり、継続的な政治的組織とされてきました。

このような形で長らく一揆といえは農民百姓の一揆、土一揆、民衆の結合や一種暴力的ともいえる暴動であるというイメージが長く続き、武士たちの結合はそれとは異なる政治組織、党であるとされてきました。そのような研究史の中で大きな転換を生じさせたのが、勝俣鎮夫氏の『一揆』という岩波新書です。勝俣氏は中世の一揆は反権力的な組織に限定されず、一定の目的を達成するために作られた集団や組織なら、別にそれが民衆のものであろうと領主など支配者側であらうと、ともに一揆であるという考え方を示しました。この考え方は非常に重要なもので、中世の一揆に関する従来のイメージを大きく変えました。私も基本的にはこうした考え方に立っています。なお、勝俣氏は、一揆について、特定の作法や儀礼、これを一味神水といいます、こういう儀式をすることによって結ばれた組織である点を重視し、これは日常性を越えるための一揆の特徴であると強調しました。

(2) 一揆の変遷

①一揆の始まり－院政期～鎌倉時代

それでは、中世の一揆は反権力の民衆の一揆に限られないという前提に立って、一揆の変遷を少しみてみましょう。「一揆」本来の意味は、「揆」を一にする、つまり度量衡を計るものを一つにす

るということで、心を一つにするという意味になります。この本来の意味を考えれば広く階層を越えて結合する、心を一つにする行為や組織をあらわすということがわかると思います。

そして院政期頃になると、延暦寺や東大寺あるいは興福寺などのお寺の僧侶たちが集まって何か決議をし、それを一揆契約だと表現をするようになります。たとえば元暦元（1184）年に、永久寺という、現在は廃絶していますが当時は非常に勢力を持っていた寺で、「満山一揆之起請」がなされたという史料が残っています。また、興福寺などでは、衆議に背く者はこの組織から追い出すという決まりが出てきます。何か決め事をした組織が強制力を持っているか否かということは大きな問題で、これに違反したらこの仲間から外すという強制力を持つ組織は「権力」といえます。一揆という形で組織を作ることによって、ある力、処罰をともなう強制力を生み出す、逆にそうした合意を行うことが一揆であって、それはある力、これを権力といってもいいと思いますが、それを生み出していったのです。

ただし鎌倉時代になっても、一揆は組織体というよりは、一つになっていること、同心していることを象徴的に示す言葉であって、そう表現することで、ある種の他に対する圧力が生まれていったといえます。この時代の一揆の中心は、寺院の僧侶たちの集団行動ですが、鎌倉後期になると、寺院ではかなり強制力を持つ一揆が出てきます。

②一揆の展開—南北朝時代

ところが、これが南北朝時代になりますと、きわめて大きな変化が生じます。どういうふうになるかといいますと、寺社・武家・村落など様々な場で、様々な種類の組織としての一揆が登場するのです。

まず、武士の構成する多様な一揆が登場してくるのがこの時代の特徴です。たとえば、「一揆中」というような組織に対して軍勢催促がなされる、あるいは後ほど見る島津氏関係の一揆に見える文和4（1355）年2月25日の足利尊氏近習馬廻衆連署一揆契状（表1, 3番）のように、足利尊氏の親衛隊たちが自ら一揆を結ぶなど、軍団の一揆があります。この一揆契状では、戦場における戦闘時の相互協力のみならず、日常的な精神的結びつきが強調されていますが、この点が示唆するように、武士たちの一揆には平時の一揆もありました。

そのなかには、一族一揆といって、惣領庶子の和合や団結等を盟約する、あるいはある地域を支配する一族庶子家が、惣領家を推戴したり牽制する目的で、一揆を結ぶことがありました。また、先にも触れた「松浦党」ですが、五島列島やその対岸の九州地域の中小領主たちが、一揆契状を結んで地域内の様々な問題に領主連合として対処している点が有名です。これらは明らかに戦争の時の軍団とは違って、ある地域を支配する武士たちが一揆を結んでいるわけで、支配のための組織といえます。

では、平時の武家の一揆というのは、一揆契状のみに表れているのかということ、そうではないと思います。摂津氏という、室町幕府の中枢部で官僚として活躍する武家がありますが、南北朝期の暦応四（1341）年に摂津親秀という人が作成した置文の案文が残っています。そこには、家に関する「内外大小事に就き」、自分の妻が色々口出ししてはならない、山岸等五人の家臣が話し合って家の事を決めていくべきであると書かれています。ここで注目できるのは、「一人異議を存ずると雖

も、四人一同の議有らば、これに随うべし、異議二人及ばば、別人、談合せしむべし」という部分です。これは置文ですから、一揆とはまったく関係がないように見えますが、ここで多数決的原理が採用されていることには注意してよいでしょう。つまりこの摂津氏の家の中では、山岸以下の五人が、多数決による合理的運営を行うような組織が形成されていることがわかります。これを一揆といってしまうと、一揆の概念を拡大し過ぎるという批判は免れないでしょう。しかし、組織運営の原理が両者類似している点に、一揆を特殊な組織とばかりみる従来の捉え方を超える鍵があるように思います。

さて、置文とは当主が後々までこれを守りなさいと子孫に残し置く文書で、一揆とは一見関係の無いように見えますが、摂津氏のものとはまた趣の異なる、しかし、家の中の結びつきや一族の結びつきを考えさせる置文があります。それは応永33（1426）年という、室町時代の年号を持つ益田兼理置文です。益田氏とは石見国の有力な在地領主で、その中世文書は史料編纂所が所蔵し、『大日本古文書』というシリーズで刊行しています。この兼理置文は、牛玉宝印といいまして、呪符といますか、一種のお守りの紙の裏側に書いてあります。内容はといますと、「定む置手の事」とありまして、「右、兼理逝去の後、定めて雑説等有るべし」というように自分が死んだ後は、一族内で色々ともめ事が起こるに違いないといっています。ではどうするか、「其物謂を停止せしめんが為、当所一族・若党残らず罰文連署を以て、益田相統仁の外、余儀渉るべからざるの状明鏡也」、要するに連署の起請文、神に懸けて誓うという文書を出して、相続者に従うようにさせると。ただし、そのように言い置いても讒言などがあるだろうから、その場合、讒者は「永代中を違う」、この家を追い出し当所を放逐するといっているわけです。これは、最初に一揆の原形として触れた、寺院の中で一同評議を行った結果に従わない僧侶は追い出すといっているのと同じです。益田氏の相続者に従うことを皆に誓わせて、且つそれに従わない者があれば家から追い出すということは、益田氏も一種の一族一揆をしていて、それが一揆契状ではなく置文によってあらわされているといえます。この置文の後ろの方には、神に懸けて誓う旨が、縷縷述べられ、多数の神名が書かれています。こういう起請文という神に懸けて誓約する文書の形が、一揆関係の史料には多く使用されるようになっていきます。後ほどの島津氏の例でもきわめて多数出てきます。

以上、南北朝時代になって武家の一揆がたくさん出てきたことをみてきました。軍団の一揆、一族一揆、そして「松浦党」のようなより地域的な広がりを持った武家一揆です。

③一揆の変質－室町時代～戦国時代

さらに時代が進んで室町時代になるとどうなるかと申しますと、冒頭でお話致しました土一揆が登場してくるわけです。正長元（1428）年の、有名な正長の土一揆ですね。ただし、そういう百姓たちといいますが民衆の一揆ということでは、これより以前南北朝の後期の時代には、すでに荘園という中世の支配単位で、百姓たちを中心とする一揆があらわれています。これを「荘家の一揆」といいますが、この「荘家の一揆」はあくまで荘園単位ですが、土一揆は京都などの都市でおきている点が異なります。その参加している人間ということでは類似はあるのですが、少し性格が違います。ただ、お百姓さんといいますが、そういう人も参加するような一揆が室町時代には登場するという事に大きな意味があります。ここで百姓さんといいましたが、江戸時代の百姓とは違いまして、

中世の百姓とは年貢を請け負っている人間を指し、その中には実際に直接耕作をしていない人もいることには注意していただきたいと思います。なお、江戸時代に中世一揆の典型のようにみなされた一向一揆も、室町時代の後半に登場します。

さらに、戦国時代に進みますと、戦国大名の支配下で、新たな形の武家の一揆が出てきますし、また、一向一揆のみならず法華宗の一揆なども出てきます。さらには、郡や国などより広域な地域で、武士たちだけではなくその地域に住む百姓から寺社まで、その地域の全ての人々を巻き込んで、中心となる有力武士などが結合して一揆をする、そういう惣国一揆というようなものも出てきます。伊賀の惣国一揆は掟書が残っていることで有名です。なお、注意しなければならないのは、一向一揆の場合には、史料上は「土一揆」と表現されている場合が多い点です。一向一揆と土一揆はなかなか区別の難しいものといえます。

以上簡単に一揆の変遷というものをみてきました。寺社から始まって、武士たちの一揆、そしてさらには土一揆のようなものが出てきました。一方、宗教的な要素を持つ一向一揆や法華一揆、さらには寺社も、武士も、百姓も、全て地域的に含み込むような惣国一揆、そのような形で様々な一揆が中世において発生し、存在しました。ですから江戸時代に考えられていたように、一揆といえば百姓一揆、中世の一向一揆だけが存在したような理解は決して正しくありません。そうした江戸時代の受け止め方は、かなり歪曲されていると思います。一揆の一般論を以上申しあげましたが、それでは、島津氏と一揆ということではどうなるかということで、後半に入っていきたいと思います。

2 島津氏と「一揆」史料

島津氏関係の「一揆」史料ということで、あくまでも「 」付の一揆ということにします。そして、これに関しましては、五味克夫氏や三木靖氏、それから福島金治氏、特に最近では新名一仁氏が精力的に研究を展開していらっしゃいます。

では、一揆を示す史料にはどのようなものがあるかということになりますが、一つは記録です。『鹿兒島県史料』等で様々な記録が出ており、「旧記雑録」を見ても、「一揆」という表現はかなり出てきます。たとえば「山田聖栄自記」には、「誰々一揆する」というような「一揆」という言葉が随分たくさん出てきます。また、他の記録類や様々な系譜類にも「一揆」という言葉が出てきますので、一揆関係史料というように位置づけていいと思います。

一方、文書を見ていきますと、「一揆」という言葉自体が出てくる一揆契状もありますし、「一揆」という言葉は直接出てこないけれども、「契状」・「契約状」と呼ばれている文書、あるいは、神に懸けて一味同心を誓う起請文という形式の文書には、一揆関係史料に含まれるものが多くあると私は考えています。ただ、一方で、契状ですとか起請文は、一揆史料といえるのかどうかと疑問を示す研究者もいます。あまりに一揆を広く捉えすぎているのではないか、一揆はもう少し限定して捉えるべきではないかということで、そういう方の主張も確かに理解できる点があります。ただ、先ほど撰津氏や益田氏の置文を見ましたが、置文においても、家の中や家と家の結合など、かなり武士たちの結び付きを示す要素がみえるわけで、一揆という言葉がないから一揆史料ではない、ある

いは一味同心の儀礼がないからこれは一揆ではないという、あまりに一揆というものを狭く捉えすぎていると思います。逆に狭い意味での一揆というのがどういう局面で起きるのかといったことを考察する必要もあるでしょうし、広く一味同心していくような人々の結合というものが、何を契機に起き、何によって強められ、何によって崩れていくのかということも広く考察することも必要だろう私は考えております。そこで、少し広く一揆史料というものを捉えるわけです。

(1) 契状と「一揆」

ここに示しましたのは、有名な禰寝文書の中の「一揆契約状神水案文」という、それこそ一揆契約という、ずばりの名称がある文書です。

史料1 一揆契約状案（禰寝文書）

（端裏書）「一揆契約状神水案文」

一揆契約条々

右、天下間事者、為 將軍家御方、一味同心可致忠節候、
一嶋津伊久・氏久事、降参治定上者、向後彼退治事者、重公方御意於請、可廻籌策候、雖然彼兩人乍参御方候、此一揆人々知行分仁競望於成、及合戦候時者、公方御意をも不相待、其在所仁馳寄、可致防戦候、
一於此契約衆中、所領相論以下煩敷事出来候時者、各加談合、仰上裁、以多分之儀、任理運、可致口入候、被背其儀候人者、被破此一揆可相当候之間、不可有同心之儀候、
一或者本領再住、或者新恩地仁入部事、公方御意お請、能々加談合、衆儀調可然以時分、各可致其沙汰候、一揆衆中お憑、楚忽沙汰候時者、一向不可有合力之儀候、如此申定候上者、公方訴訟事をも、以理運之儀、一同仁可歎申候、
若此条々令違変候者、
日本国中大小神祇、殊者 天照大神宮、八幡大菩薩、当国鎮守霧嶋権現御罰お、各可罷蒙候、仍契状如件、

永和三年十月廿八日

久米代 大膳亮為頼在判

水俣 蔵人大夫武宗

相良 参川権守右頼 （以下58人省略）

今川了俊の働きかけで、この時点において反島津方のかなりの人数の人々が、政治的な形で一揆を結んでいます。端裏書という、文書の右端の裏の部分に、その文書の内容を要約するような書き込みをしますが、そこに「一揆契約状神水案文」という言葉があります。一味神水とは一種の儀礼で、この一揆契約状を焼いて、その灰を水に溶かし込んでまわし飲みをするのだと、そのようにいわれています。「神水」という儀礼をしたことを文献史料で示す例としてきわめて有名なものです。こういうものはまさに一揆であり、一揆契約なのだと思えます。ただ、こういう典型的な一揆契状ばかりではなく、例えば次のような例があります。

史料2 島津元久契状（入来院文書）

契約

一、雖為天下伝〔転〕変、就大小事、可成一味同心之思申事、

一、自然東郷殿・柏原殿、我等同心之儀被申候時者、東郷者〔金＋斧〕淵并黒禾・
見成河、柏原者湯田、此外者、当知行共可被置差事、
一、於三ヶ国中、如何様雖不慮之子細之候、相互見次被見次可申事、
一、讒者出来、縦雖何事申候、不可及信用之事、
一、今度申談候条々、自今以後不可有相違事、若此条々詐申候者、
正八幡大菩薩、稲荊大明神、諏訪上下大明神、可蒙御罰候、
応永十年十二月十三日 (島津) 元久 (花押)
渋谷弾正小〔少〕弼 (入来院重頼) 殿

応永10 (1403) 年の島津元久契状という入来院家文書のなかのもので、「契約」という言葉があります。釈文を見ますと、「一味同心」という言葉はありますが、前文書のようにはっきり一揆といっているわけではありません。島津氏から渋谷重頼に対する一対一の契約状ですから、これは先ほどの欄寝文書の中の一揆とは違うのではないかという考え方もあります。欄寝文書のような連署のものは一揆契状だが、いわゆる個人から個人への差出人1名の、連署でない契状は一揆関係史料なのかという疑問になります。けれども、こうした文書の場合も、私は一揆関係史料が多いと考えております。

古文書学の分類として「契状」という場合は、「契約」という言葉が普通入っていますが、この応永の契状にも「契約す」という言葉が冒頭にあるわけです。それでは、契状あるいは契約状とは何かということになります。文書のなかに「契状」とあって、いうなれば自ら「契状」と称している文書、あるいは「契約」といった言葉があるので、契状と呼ばれている文書を見てみますと、内容的には多様です。

まず、契状の中には寄進状があります。神仏への信仰から、寺社に所領や物を奉納、寄進することを証する文書です。内容的には寄進状だが、「契状^{かく}斯の如し」というような文章が末尾にあって、契状であるとはっきり書かれているような寄進状があります。もう一つは譲状です。ふつう譲状というと一族の中で親から子へと所領などを譲るものをいいますが、内容的には譲状なのに「契約す」とか契状という名称を使っているものがあります。

つぎに相博状というものもあります。これは、ちょっと聞き慣れないかもしれませんが、相博状というのは、他人同士が土地などを交換したり、他人に与える場合などに作成するものです。親子間であれば譲状ですが、そうした関係にない場合には相博状とよび、これも契状と称しているものがあります。

あとは和与状です。和与とは和解といった意味で、紛争を押さえてお互いにこれで合意しましょうという内容を示したものです。内容的には和与状ですが、契状と称している文書があります。さらに請文というものもあります。請文というのは何かに対して承諾致しました、承りましたという内容を示したものです。ですから内容を読んでも、一味同心といったことは全然書いていなくて、年貢何貫文をお支払い致しますというような内容しか書いていない、そういう契状もあります。

こうした多様な契状が存在する一方で、一味同心を誓う明らかに一揆関係史料といえるような契状もあります。一対一の契状の場合、これは同盟・盟約を結ぶということで一揆ではないのだと捉

える人もいます。しかし、一揆というのも盟約の一種ではないかと私は考えております。盟約の広がりというのは文書一通からは実は見えないわけで、多くの文書を集めてみると、ある時期に集中して契状が残っているということがあります。盟約とは、単にある家とある家が一对一で同盟を結ぶだけでなく、ある勢力としての広がりをもっている、そういう場合が多々あります。島津関係でも考察が進んでおまして、後ほどこれについても触れます。

欄寝文書を見ていただきましたが、集団で、つまり連署で何人もが署名して文書を出すこと、あるいは一味神水の儀礼をおこなって、一揆の中はみな平等であるという形をとること、つまり、少なくとも建前としては平等であるものを一揆とするのだという、そういう考え方は確かにあります。集団性、平等性を一揆の基本属性だという、そのような立場からは、同盟関係を示す契状を一揆関係史料とすることには批判も多いのです。ただ、私は、盟約と一揆は厳密には区別できないということから、やはり一揆関係史料といえるのではないかと思います。

(2) 起請文と「一揆」

史料3 島津存忠（久豊）起請文（入来院文書）

請文状意趣之事

一、広説共度々候けるよし承及候、山田之陣之後、今日までにおゐて、失申候するたくミを仕たる事なく候事、

一、まきれす恨申候する子細候ハ、かくし申へき事にてもなく候、それより御意にかけられ候すにおゐて、身として於後々も不可存等閑事、

此条々偽候者、

日本国中大小神祇、別而ハ、

正八幡大菩薩、諏方上下大明神、鶴戸、霧嶋大権現、天満天神、稻荷、祇園、罰を可蒙候、仍請文状如件、

応永卅年八月卅日 沙弥存忠（花押）

清色殿

（包紙上書か）「きてんのせいもん」

先ほど、請文には契状に分類されるような形態のものもあり、そのなかには一揆関係史料の場合もあるといたしました。それでは、同じく入来院文書の応永30（1423）年島津存忠（久豊）起請文はどうでしょう。積文を見ますと、最初から「請文状意趣之事」とありまして、「請文」となっています。それから最後も「請文状如件」です。これだけ見ると「うけぶみ」ですが、これはどうも「せいもん」と呼んでいるらしい。これに「起」を付ければ起請文ということで、請文というものはかなり起請文とつながり、誓文、誓いの言葉ともつながっていくことを示す例です。先ほど連署でない契状も一揆関係史料の場合があるといいましたが、史料3のように、連署でない起請文でも一揆関係史料であるといえます。起請文とは神に懸けて誓う形式の文書ですが、誓約という行為自体が一揆に関係しているといえそうです。

それでは今度は起請文をたくさん集めて、その内容を一つ一つ見ていくとどうでしょう。一口に起請文といっても、内容的には様々なものがあります。年貢負担や荘園の代官職などを請け負う旨

を誓約するといった内容の文書も多くあります。

では、その契約や請負を保証するものは何かということを考えてみましょう。契約の中でも数の多い売買契約の場合、担保文言というものがあります。これは、誰かが買主に対して妨害行為を行い、そのため買主が不利益を被った時は、売主として、何年まではどのくらいの額を賠償致しますといった保証する旨の文言を指します。売買でしたら確かにこのような担保文言が付けば保証になります。

では、あなたに従います、あるいはあなたに協力しますという時、それを保証するものは何でしょうか。中世史料の中には、同盟時の保証として所領を差し出すといった文言のある文書もありますが、これはきわめて特殊です。通常は神に懸けて誓う誓約文言となっています。ということは、契約が神に懸けて誓うことによって担保されるということで、一揆関係史料として契状と起請文というものはきわめて類似した性格を持っているのです。

(3) 島津氏一揆関係文書の特徴

そうした視点で、では島津氏の一揆関係文書にどのようなものがあるのか試みに集めたものが表1です。

表1 島津氏一揆関係文書

1. *貞和2年8月28日	1346	薩摩伊作庄北方名主直人等起請文案	島津家文書（『大日本古文書』）内容は請文
2. *貞和2年10月5日	1346	一乗院領知行人等契約状	長谷場文書
3. *文和4年2月25日	1355	足利尊氏近習馬廻衆連署一揆契状	越前島津家文書
4. 貞治7年2月3日	1368	島津氏久契約状	新田八幡宮文書
5. 天授2年11月10日	1376	島津氏久契状	禰寝文書
6. *永和3年10月28日	1377	一揆契約状案	禰寝文書
7. 明德3年（月日欠）	1392	渋谷重頼（？）起請文案	入来院家文書
8. 応永3年6月17日	1396	島津元久契約状	島津家文書（『大日本古文書』）
9. 応永7年4月8日	1400	島津久豊外一名連署起請文	島津家文書（『大日本古文書』）
10. 応永10年12月13日	1403	島津元久契状	入来院家文書
11. 応永15年10月8日	1408	島津玄仲〈元久〉契状	種子島家譜
12. 応永15年10月19日	1408	島津玄仲〈元久〉契状	禰寝氏文書
13. 応永18年8月28日	1411	島津玄喜〈久豊〉契状	旧記雑録（樺山殿充）
14. 応永18年8月28日	1411	島津玄喜〈久豊〉契状	旧記雑録（山田殿充）
15. 応永18年8月28日	1411	山田玄威〈久興〉起請文	旧記雑録（伊地知殿充）
16. 応永18年8月	1411	島津玄喜〈久豊〉契状	樺山文書（樺山殿充）

- | | | |
|------------------|------|---|
| 17. 応永18年 8月 | 1411 | 平田元親（平田親宗）契状 樺山文書（樺山殿充） |
| 18. 応永18年 9月 2日 | 1411 | 北原助久契状 樺山文書 |
| 19. 応永18年 9月 6日 | 1411 | 島津玄喜〈久豊〉契状 樺山文書（島津安芸守（樺山孝宗）充） |
| 20. 応永18年 9月11日 | 1411 | 町田広林起請文 樺山文書（樺山殿充） |
| 21. 応永18年 9月18日 | 1411 | 島津久世契状 二階堂文書 |
| 22. 応永18年 9月30日 | 1411 | 仲頼契状 樺山文書（樺山殿充） |
| 23. 応永18年10月 3日 | 1411 | 久重契状 樺山文書 |
| 24. 応永18年閏10月 2日 | 1411 | 山田玄威起請文 旧記雑録 |
| 25. 応永18年閏10月11日 | 1411 | 島津久豊起請文 旧記雑録（山田殿充） |
| 26. 応永18年11月 2日 | 1411 | 北郷知久契状 樺山文書（樺山殿充） |
| 27. 応永18年12月 5日 | 1411 | 平田元親契状 樺山文書（樺山殿充） |
| 28. 応永18年12月27日 | 1411 | 島津久豊契状 禰寝文書 |
| 29. 応永19年 2月12日 | 1412 | 泰雄起請文 島津家文書（『大日本古文書』）（島津殿充） |
| 30. 応永19年11月23日 | 1412 | 島津某契状 樺山文書（樺山殿御内なかの大和守殿充） |
| 31. 応永19年11月24日 | 1412 | 島津久豊契状 樺山文書（樺山安芸守（樺山孝宗）充） |
| 32. 応永19年11月24日 | 1412 | 島津久臣契状 樺山文書（北郷殿・樺山殿充） |
| 33. 応永19年11月30日 | 1412 | 島津久豊契状 山田文書 |
| 34. 応永21年 3月15日 | 1414 | 島津久豊書状 比志島文書（比志島殿充） |
| 35. （年未詳）11月22日 | | 島津久豊契状 樺山文書 |
| 36. 応永25年正月14日 | 1418 | 伊東祐立契状 樺山文書（島津殿充） |
| 37. 応永26年10月28日 | 1419 | 島津忠朝契状 樺山文書 |
| 38. 応永28年 3月15日 | 1421 | 平田重宗他五名連署起請文 島津家文書（『大日本古文書』）
伊作（久義）殿 |
| 39. 応永30年 8月30日 | 1423 | 島津存忠（久豊）起請文 入来院家文書 |
| 40. 永享 4年 5月15日 | 1432 | 島津貴久（忠国）起請文 比志島文書 |
| 41. 永享 4年 8月27日 | 1432 | 島津好久〈用久〉契状 樺山文書 |
| 42. 永享 4年12月 7日 | 1432 | 島津好久契状 阿多文書 |
| 43. 永享 4年12月 7日 | 1432 | 島津好久〈用久〉契状 町田氏正統系譜 |
| 44. 永享 6年12月12日 | 1434 | 伊作安鶴丸〈島津教久〉契約状 禰寝文書 |
| 45. *永享 7年 4月20日 | 1435 | 和田正直契状 禰寝文書 |
| 46. 永享 7年 6月12日 | 1435 | 島津忠国契状 樺山文書 |

47. 永享7年10月14日	1435	1435	島津貴久起請文 町田氏正統系譜
48. 永享7年10月14日	1435		島津貴久〈忠国〉起請文 樺山文書
49. 永享8年8月7日	1436		島津好久〈用久〉契状 種子島家譜
50. 嘉吉元年9月12日	1441		島津持久〈用久〉契状 樺山文書
51. 文安2年10月3日	1445		島津忠国契状 禰寝文書
52. *文安3年9月16日	1446		北郷知久契状 禰寝文書
53. *文安3年9月16日	1446		秀兼・正存・兼綱連署契状 禰寝文書
54. 長祿5年3月12日	1461		島津立久契状 樺山文書
55. 寛正3年3月24日	1462		島津立久契状 入来院家文書
56. 寛正7年4月16日	1466		島津立久起請文 入来院家文書
57. 文明5年2月6日	1473		島津元久起請文 川上文書(河上十郎左衛門尉殿充)
58. 文明9年4月19日	1477		島津友久外九名連署契状 島津家文書(『大日本古文書』)
59. 文明9年4月21日	1477		島津武久〈忠昌〉契状 島津家文書(『大日本古文書』)
60. 文明12年4月5日	1480		島津伊作〈久逸〉起請文案 島津家文書(『大日本古文書』)
61. 文明12年10月20日	1480		島津武久〈忠昌〉起請文前書案 島津家文書(『大日本古文書』)
62. 文明13年6月23日	1481		島津武久契状 入来院家文書
63. 文明13年8月22日	1481		島津武久契状 入来院家文書
64. 文明16年11月15日	1484		島津忠廉契状 本田家記文書及系譜
65. *永正9年4月24日	1512		伊地知重周起請文 禰寝文書
66. 永正17年7月22日	1520		島津忠朝契状 樺山文書
67. 大永2年8月5日	1522		島津忠兼<勝久>契状 本田家記文書及系譜
68. 大永7年2月19日	1527		樺山信久契状写 樺山文書(相州島津忠良様充)
69. 大永7年2月21日	1527		島津忠良契状 樺山家文書
70. 天文6年8月25日	1537		島津忠朝契状 樺山文書
71. 天文8年10月26日	1539		島津実久起請文 相良家文書(『大日本古文書』)(相良殿充)
72. 天文9年11月26日	1540		島津貴久起請文 川上文書(河上武蔵守殿充)
73. 天文11年11月13日	1542		島津貴久起請文 本田家記文書及系譜
74. 天文17年6月11日	1548		島津貴久起請文 北郷文書(北郷讃岐守殿充)
75. 天文18年12月2日	1549		島津忠親起請 肝付系譜雜録
76. 天文18年12月7日	1549		祁答院良重起請文 北郷文書(嶋津尾張守殿充)
77. 天文18年12月9日	1549		島津忠相起請文 北郷文書(肝付三朗五郎殿充)

- | | | | |
|------------------|------|------------------|-------------------|
| 78. 天文19年 2月20日 | 1550 | 平重嗣起請文 | 北郷文書 (嶋津尾張守殿充) |
| 79. 天文21年 4月24日 | 1552 | 島津忠将契状 | 肝付系譜雜録 |
| 80. 天文21年12月 4日 | 1552 | 島津貴久外六名連署起請文 | 北郷文書 |
| 81. 永禄 2年 9月28日 | 1559 | 島津貴久・義久連署起請文 | 肝付系譜雜録 (肝付弾正忠殿充) |
| 82. 永禄 2年10月 4日 | 1559 | 島津貴久・義久連署起請文写 | 旧記雜録 (穎娃山城守殿充) |
| 83. 永禄 5年 4月29日 | 1562 | 島津義久起請文写 | 旧記雜録 (穎娃山城入道殿充) |
| 84. 永禄 5年 5月吉日 | 1562 | 島津忠平 (義弘) 起請文 | 川上文書 (河守十郎左衛門尉殿充) |
| 85. 永禄 5年 5月吉日 | 1562 | 島津日新 (忠良) 起請文写 | 旧記雜録 (穎娃山城入道殿充) |
| 86. 永禄 5年 5月吉日 | 1562 | 島津忠平 (義弘) 起請文写 | 旧記雜録 |
| 87. 永禄 5年 6月26日 | 1562 | 島津貴久起請文 | 樺山文書 |
| 88. 永禄 5年10月 2日 | 1562 | 島津義久起請文 | 相良家文書 (相良殿充) |
| 89. (永禄 5年) | 1562 | 島津忠平 (義弘) 起請文前書案 | 島津家文書 (『大日本古文書』) |
| 90. 永禄 7年 4月22日 | 1564 | 島津日新 (忠良) 起請文案 | 末川家文書 |
| 91. 永禄 7年11月19日 | 1564 | 島津義久起請文 | 北郷文書 |
| 92. ▲永禄 9年 8月 6日 | 1566 | 島津義久起請文 | 川上文書 |
| 93. 永禄10年 7月13日 | 1567 | 島津義久起請文 | 樺山文書 |
| 94. 永禄11年 6月15日 | 1568 | 島津義久起請文写 | 北郷文書 |
| 95. ▲永禄12年10月吉日 | 1569 | 島津年久起請文 | 川上文書 |
| 96. 永禄13年 7月 6日 | 1570 | 島津義久起請文相良文書 | 相良殿 |
| 97. 元亀 2年 4月 7日 | 1571 | 島津義久起請文神文 | 樺山文書 |
| 98. ▲元亀 2年 9月吉日 | 1571 | 島津忠平起請文 | 川上文書 |

* 島津氏が直接関与するものではないが、地域的には重なる「一揆」

▲政治的なものではなく故実伝授の請文

このなかには、越前島津家文書のように、広くいえば一族ですが、南九州地域とは直接関係しない一族の文書も含めています。一覧としては極めて不十分なもので、欠落も多いと思いますが、傾向としては、契状や起請文の形式で、同盟関係や一味同心等を誓う文書が、島津氏支配下の地域でかなりの数存在することがわかります。

そのうえで、島津氏一揆関係文書の特徴を考えてみるとどうでしょう。

何点かあるのですが、まず第1点として、契状といわれるものの残存が多いということです。そして、その始まりの時期は南北朝期ですが、中心は室町期で、その点是他地域とは異なるのではないかと私は考えております。一般的には、南北朝期になると多くの地域で様々な武士の同盟関係を示す一揆契状というものが出てきます。ところが島津氏の場合には必ずしもそうではない。表1にあげたうち、南北朝期のものは、島津氏が直接関係するわけではないものがむしろ多く、南北朝期より室町期、応永年間以降のものの方が島津氏の契状としては圧倒的に多くなってきます。その理由が問題になってきます。

さて、第2点として、明らかに武士たちの一揆が中心です。契状や起請文ということでみえますので、こうした文書を探っていくとどうしても武士たちの一揆になるのだという見方もあるかもしれません。しかし、階層的にもう少し下の、百姓の一揆と考えられるもの、畿内地方で「荘家の一揆」と呼ばれているような一揆を、文献史料で示唆する例は、少なくとも南北朝期や室町期では無いように思いました。

第3点として、契状形式から起請文形式への変化、つまり契約という言葉が次第に使われなくなって起請文という形になってくることが指摘できます。大体長祿・寛正・文明という室町時代中頃から後半には、「契約す」で始まる契状と呼んでよい形式もありますし、契約という言葉は全く使われずに起請文としか表現できない文書もあり、両方の形式の文書が混在しています。ところが、もう少し後、特に16世紀半ばになると、契約という言葉は使われずに、起請文形式だけとなり、起請文の神文、どういう神に誓っているかということについても、福島金治氏の研究があるように、だんだん定型化していきます。

次に4点目としては、残存が集中する時期があるということです。これは家督争い等をめぐって種々の結合が図られ、それによって契状や起請文がお互い交わされるということを意味します。各段階において、どういう事情でどういう勢力が形作られたのかということについては、最近新名一仁氏が研究を深めております。例えば表1をみると、応永18(1411)年には集中していますが、これは、『大日本史料』の七編に様々な起請文形式の契状が載っていて、かなり網羅的に抽出できる例ですけれども、これだけの数が交わされていることがわかります。そして集中する時期がある一方、表1の39番と40番の間、53・54番の間、64・65番の間、69・70番の間のように、10年近く間あく時期もあります。

ところで、さらに他の特徴を捜すため、ここで他地域と比較してみると、共通する面と異なる面の両方を指摘できます。先に、僧侶や百姓たちではなく、武士の契状が多く見られるといいましたが、他の地域、例えば私がよく見ております中国地方、現在の山口・広島・島根などの地域ですが、その辺りの地域でも武士・武家の一揆関係史料、契状類が多く見られます。一方、中国地方と比較

試してみても異なる点は、島津氏関係ですと、島津氏自身が契状を書いている例が非常に多く、守護島津氏の関与の強いことがわかります。けれども中国地方の一揆契状類では、守護大内氏が直接関係しているものはほとんどありません。この地域では、守護大内氏とは異なるレベルで一揆が結ばれており、一揆に関係する契状などの史料も存在するといえます。これは、大内氏と島津氏のいかなる性格の違いを示すのかが問題になるでしょう。

さらにもう1点です。先ほども触れました石見国の武家益田氏などでは、よく家臣たちが連署して他の家の家臣たちと契状を交わすという例がみられます。そして多くの場合は同時に主人間の契状も存在して、家臣の一揆契状と主人同士の一揆契状とが重層的に存在する形となっています。しかし、島津氏の場合はそういう家臣・被官のみが一族とは別に一揆するような例は少ないのではないかと考えられます。一方島津氏では、一族間、勿論島津氏がこの地域に広く庶子家を分出していて、一族なのか、それとも惣領家の家臣とみなすべきなのか、微妙な点があることは確かですが、広い意味での一族間の一揆が多いように思います。この点は、惣領家自体がどのように変化するか、惣領家と庶子家の関係がどのように移り変わるのかという、政治的な状況の差異が両地方にはあると推測でき、たいへん重要な問題です。中国地方では、一族が比較的早期に縦系列の構造に変化して、庶子家は惣領家の被官になっていく動向が見られますが、島津氏の場合にはどうなのか、庶子家がほとんど被官の家と同様になっていく傾向が、室町から戦国に向かって急激に進んでいくのかいかないのか、その辺りがこの両地域の一揆の差異にあらわれているのではないかと考えられます。

あともう1つ大きな特徴があります。他の地域では近世にかけて百姓の一揆のみが残存し、そして前面に出てくる。つまり一向一揆や土一揆といわれていたようなもののみが大きく前面に出てきて、近世の百姓一揆に繋がっていくわけです。ところが、島津氏支配下の地域では様相が異なる。つまり、近世になっても百姓一揆がみられず、一揆における中世と近世との様相が、他地域とこの島津氏支配下の地域ではまったく異なっているのです。

おわりに――一揆的な要素の組み換え

では、最後に中世から近世の一揆の変化というものをお話したいと思います。中世から近世の変化ということでは、私は「一揆的な要素の組み換え」が行われたと考えております。その点を少し説明しましょう。

中世の一揆として、幾つかの一揆のパターンを挙げました。1つは寺社の一揆です。寺社の一揆は中世には一揆契状を作成して、典型的な一揆の形で表れていたわけですが、近世になりますと、寺院の本末関係による完全な序列化として表れております。本山を中心とする序列化された組織といえますが、これは完全に体制化していますので、本末関係を一揆という人は誰もいません。ただ、求心的な組織であるということでは一種中世の寺社が持っていた結合の論理が組み換えられた形だといえます。

2番目に武家の軍団としての一揆です。近世の武家では番や組による軍団編成というものが行われておりますが、同じ番や組に属しているという朋輩関係は、江戸時代の武士たちの間でも非常に

強いものがあつたと指摘されております。一方、平時の武家の一揆として一族一揆といったものを紹介しましたが、これも同名（どうみょう）ですとか、本家分家の序列化という形で近世の家でも表れています。そしてその中で、一種家というものは永続的組織体であるという観念が形成されていきます。女系の血縁による養子でもいいから、さらには血の繋がらない養子でもかまわないから、家として永続させていくことが最も重要なこととされていきます。そのような意識が、近世では武家のみならず庶民上層においても強くなっていき、百姓も、職人も、商人も、同様な家を形成するようになっていくといわれています。私は、これも一揆的な要素の組み換えといえるだろうと考えています。

こうしたなかで、土一揆や、荘家の一揆という村を中心とした一揆はどうでしょう。領主に対して年貢の減免などを要求する一揆、それから一向一揆・法華一揆などは、まさに「一揆」として否定されたのです。逆にいえば否定されたものには「一揆」という烙印を押したのではないかと考えられます。

けれどもさらに考えてみますと、この一向一揆も完全に否定されたわけではなく、組み換えられたともいえます。これは、神田千里氏が主張されておりますが、浄土真宗は、江戸時代以降も、本願寺を頂点とするきわめて求心的な、かつ地域を超えた横断的な構造を持っているわけです。現在でも西本願寺などには多くの門徒の方々が地域単位で来て、信仰はもとより境内の清掃など様々な行為をするというように、かなりこうした構造を残しています。

考えてみますと、江戸時代の村自体が求心的かつ横断的ともいえる構造を持っているのでしょうか。ほとんどの地域で村から領主がいなくなってしまうのですから、村は同階層が横断的に結びつきを持った構造に転換しているといえます。そしてその村は、村請制といわれる体制のなかで近世権力と対しています。村請制というと領主が作ったと理解されがちですが、押しつけられたというよりは、やはり中世の村の中から生まれてきた要素が強いのではないかと私は考えております。中世から近世にかけて、一揆的な要素が多くのもものでは組み換えられてしまつて、それは村においても同様だったと。村請性という、一見、一揆とは正反対のものがそれだったと考えております。

ただし、武士がいなくなった村の中で、時に土一揆的なもの、荘家の一揆的なものが生じ、横断的に結合して広域化し、近世権力の脅威となったことも事実です。近世権力は、この百姓一揆のみ、あるべからざるもの、起こってはならないものとして排除し、徹底的に弾圧したのではないのでしょうか。

こう考えてきますと、近世社会は一揆が変質させられた要素を自らの支配秩序の中に隠し持っていることになるのではないかと、こういう隠された一揆といえるようなもの、表にあらわれた禁止された一揆のみではなく、その隠された一揆的な要素というものが重要であつて、平和な社会が長期にわたつて保たれたのも、その社会に一種こうした構造が組み込まれていたからではないかということになります。

では、一方島津氏治下の近世社会ではどうだったのかということになりますが、これはまた、今私が述べたような構造とは全く違う中で、近世の平和な社会というものが持続する構造ができてい

たのではないかと考えております。その点では、島津氏治下の地域とは、一揆というキーワードで中世から近世への変化を考える際の、きわめて特異な地域といえます。領主・地頭に対して訴えるような行為、それ自体は勿論あったとは思いますが、いわゆる近世の百姓一揆というものは存在しないと言い切れる地域、その中で社会が維持され、紛争等が防止され、あるいは、起きた紛争についてはそれを解決する仕組みがあるとすると、それはどういうものであったのか？この点について非常に興味深く考えております。

最後にお話しました近世のことにつきましては、十分に調べることが出来ませんでしたので、これから勉強していきたいと思っております。また、中世の一揆ということでは、今日は中国地方を比較しましたが、例えば契状があるということでは戦国時代の東北地方もかなり一揆的な結合関係を結んでおりますので、この東北地方の状況などとも比較していく必要があると考えております。

このように、まだ調べている途中ともいえるような未熟な話でしたが、以上で私の話は終わりにしたいと思います。どうも御清聴ありがとうございました。

*本文に引用した史料のうち書下し文に改めたものがある。

注 本稿は、平成26年2月22日(土)、黎明館2階講堂で行われた、久留島典子先生(東京大学史料編纂所教授)の黎明館講演会「中世島津氏と『一揆』－地域比較の視点から」の御講演内容を筆記したものです。ただし、先生の御了解のもと、一部表現等を改めたところもあります。

(黎明館調査史料室)